

浄化槽管理士試験

制度所管部局：廃棄物・リサイクル対策部 浄化槽推進室

1 制度の概要

浄化槽の保守点検に従事する者の要件を定める資格制度である。

2 指定登録基準

【浄化槽法第46条の2において準用する同法第43条の2】

第43条の2 指定試験機関の指定は、主務省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 主務大臣は、他に前条第4項の規定により指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なもので

あること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 主務大臣は、第1項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法第34条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第43条の12の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなつた日から起算して2年を経過しない者

ロ 次条第2項の命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者

3 委託等に係る事務・事業の検査料等(平成21年10月現在)

(1) 料金

20, 200円

(2) 積算根拠

人件費 8, 395円

物件費 11, 816円

計 20, 211円 (受講料は端数処理したもの)

4 当該試験・検査を行う公益法人(平成21年10月現在)

法人の名称	財団法人日本環境整備教育センター
法人の連絡先	〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 TEL03-3635-4880
指定・登録の時期	昭和59年9月8日
指定・登録の理由	浄化槽法第46条の2において準用する同法第43条の2の規定に基づく基準に適合しているため。

5 指定登録基準に係る問合せ等の概要

Q1 净化槽管理士とはどんな資格ですか？

A1 净化槽の機能が十分に発揮されるためには、净化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理を行う「保守点検」を定期的に行わなくてはなりません。保守点検の作業には技術上の基準があり、この基準を守るには専門知識や技能が必要です。このため、保守点検を実施するための資格として、净化槽管理士の国家資格制度が設けられています。

Q2 净化槽管理士はどんな業務をするのですか？

A2 净化槽に付属するいろいろな装置や機器類が正しく働いているかどうか、净化槽全体の運転状況や放流水の状況はどうか、汚泥のたまり具合はどうか、配管やろ材が目詰まりしていないかなどを調べ、装置や器具類の調整、消毒剤の補給などを行います。

Q3 净化槽管理士になるためにはどうすればよいのですか？

A3 筆記試験である净化槽管理士試験に合格するか、又は净化槽管理士講習の課程を修了する方法の2つの方法があります。受験又は受講にあたって、学歴、実務経験等は一切問われません。それぞれの手続きについては、指定機関（財団法人日本環境整備教育センター）にお問い合わせ下さい。

Q4 净化槽管理士試験の科目はどんなものがありますか？

A4 净化槽管理士試験の受験科目は、净化槽概論、净化槽行政、净化槽の構造及び機能、净化槽工事概論、净化槽の点検・調整及び修理、水質管理、净化槽の清掃概論の7科目になります。